

旭川しんきんファームバンキングサービス規定

1. (旭川しんきんファームバンキングサービス)

- (1) 旭川しんきんファームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理するパソコン等（以下「端末」といいます。）による依頼に基づき、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。
 - ① あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（当座貸越口座を含みます。以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引き落としのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座（当座貸越口座を含みます。以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合。
ただし、当座貸越は当金庫の同一店舗の同一名義への入金指定口座に限ります。
 - ② 本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座等につき所定の照会を行う場合。
 - ③ 総合振込明細、給与振込明細、賞与振込明細、口座振替依頼明細、口座振替結果明細等のデータ伝送を行う場合。
- (2) 端末による依頼は、依頼人が占有・管理する端末を使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取り扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内の場合は、「振替」として取り扱います。
 - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合は「振り込み」として取り扱います。

2. (振り込みまたは振替の受付等)

- (1) 本サービスにより振り込みまたは振替を依頼する場合は、当金庫の定めた番号あてに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を端末より操作してください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号（支払指定口座の暗証番号ならびに承認暗証番号をいいます。以下同じ。）が、当金庫とあらかじめ取り決めた暗証番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が振り込み・振替内容確認画面の最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は指定の内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第5条第2項の振込手数料金額との合計額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振り込みまたは振替の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引き落としは、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、当座貸越契約書または当座貸越約定書にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (6) この取り扱いによる1回あたりの振込金額および振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届け出した金額の範囲内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、振り込みおよび振替はできません。
 - ① 振り込みまたは振替処理時に、振込金額と第5条第2項の振込手数料金額との合計額または振替金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済みのとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済みなどの理由で入金できないとき。
- (8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の

旭川しんきんファームバンキングサービス規定

方法により当該金額の支払指定口座へ戻し入れます。

また、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

3. (照会の受付等)

- (1) 本サービスにより照会する場合は、前条第1項に準じ送信操作をしてください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号が届け出の暗証番号と一致した場合は、当金庫は送信者を依頼人とみなし、応答いたします。
- (3) すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取り消す場合があります。

4. (データ伝送の受付等)

- (1) 本サービスによりデータ伝送を利用する場合は、当金庫との間で別に締結する「旭川しんきんデータ転送サービスの取り扱いに関する契約書」および給与振込協定書、総合振込協定書、預金口座振替協定書の定めにしたがうものとします。
- (2) 当金庫が受信したセンター確認コード・暗証番号届およびセンターパスワード（ファイルアクセスキー）と一致した場合は、当金庫は送信者を正当な依頼人とみなして応答およびデータの受け付けを行います。

5. (手数料等)

- (1) 本サービス利用期間内は、毎月当金庫所定の基本手数料を支払ってください。
- (2) 本サービスにより振り込む場合には、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。
- (3) 第2条第8項により「組み戻し」の取り扱いをした場合は、当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。
- (4) 基本手数料は、当金庫所定の振替日に、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定または当座貸越契約書にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、指定口座から自動的に引き落とします。

6. (サービス利用時間)

端末を利用した振り込み・振替サービス、照会サービスおよびデータ伝送サービスの利用時間は、当金庫が定めた時間内とします。

7. (取引内容の確認)

- (1) この取り扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳への記入または当座勘定照合表、カードローンご利用明細等により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

8. (免責事項)

- (1) 当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取り扱いが遅延または不能になった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が振り込み・振替内容確認画面の最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取り扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取り扱いによる振り込みまたは振替依頼の受付の際、当金庫で受信した支払指定口座の店舗名・科目コード・口座番号および暗証番号と届け出の支払指定口座の店舗名・科目コード・口座番号および暗証番号との一致を確認して取り扱いましたう場合は、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (3) この取り扱いによるデータ伝送の受付の際当金庫で受信したセンター確認コード・暗証番号およびセンターパスワード（ファイルアクセスキー）との一致を確認して取り扱いました

旭川しんきんファームバンキングサービス規定

うへは、暗証番号等につき当金庫の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (守秘事項)

当金庫が指定する端末のソフトウェアの内容を、当金庫の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。

10. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちにお届けください。この届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (解約)

この取り扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取り扱いによる振り込み・振替およびデータ伝送が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえ取り扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

12. (暴力団排除条項による解約)

前項のほか、契約者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも本契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫が契約者に対して、解約の旨の通知を発信したときに、解約されたものとします。

なお、この解約により契約者に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(1) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
- ⑥ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ⑦ その他本各①から⑥に準ずる者

(2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 当金庫との取引またはこれに付随する他取引に関して、脅迫的な言動、大声をあげる等の示威行為、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤ その他本号①から④に準ずる行為
- ⑥ 当金庫の顧客に対する本号①から⑤までに相当する顕著な行為

(3) 本サービスの契約が解約により終了した場合において、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼について当金庫は処理をする義務を負いません。

13. (お届け印)

(1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けのお申込印およびご利用口座にあらかじめお届けの印章を使用してください。

(2) 当金庫は諸届けその他の書類に使用された印影をお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、定期性総合口座規定、普通預金規定、普通預金・納

旭川しんきんファームバンキングサービス規定

税準備預金・貯蓄預金共通規定、当座勘定規定、当座貸越契約書、当座貸越約定書により取り扱います。

15. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。